

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フィル・ジャパン・フレンドシップ
- 3 代表者の氏名
片桐 和喜
- 4 主たる事務所の所在地
阿賀野市上高田659番地1
- 5 定款に記載された目的

本会は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にする心を育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 環境の保全を図る活動
 - (5) 災害時の救援の活動
 - (6) 人権の擁護又は平和の促進を図る活動
 - (7) 国際協力・支援・交流の活動
 - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>この法人</u>は、特定非営利活動法人 フィル・ジャパン・フレンドシップ という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 <u>この法人</u>は、事務所を新潟県阿賀野市大字上高田659番地1に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>この法人</u>は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にする心を育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>本会</u>は、特定非営利活動法人 フィル・ジャパン・フレンドシップ という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 <u>本会</u>は、事務所を新潟県阿賀野市大字上高田659番地1に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>本会</u>は、日比友好親善の向上を目指し、文化交流及び友好親善に関する事業の促進のため、相互扶助精神に則り、防災を含む災害救援や人権擁護等にかかわる活動、日比相互のトラブル等、問題解決のため、関係者の要請に基づく支援、生ゴミ等に起因する疫病等の要因排除や腐敗臭の改善に有効な有機農法等を提案、不要品贈与、リサイクル等を通じ、ものを大切にする心を育むための活動、環境負荷の低い、豊かな資源循環型社会を目指す活動等</p>

を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) (略)
- (5) 災害救援活動
- (6) (略)
- (7) 国際協力の活動
- (8) (略)

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (略)
 - ①～⑥ (略)
 - ⑦ 日比における事業及び相談等
 - ⑧ (略)

(2) その他事業

(削除)

① (略)

(削除)

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益を生じた時は、これを同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第6条 (略)

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する団体及び個人
- (3) (略)

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込みするものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(削除)

2 (略)

(除名)

を通じて、両国民の公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) (略)
- (5) 災害時の救援の活動
- (6) (略)
- (7) 国際協力・支援・交流の活動
- (8) (略)

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (略)
 - ①～⑥ (略)
 - ⑦ フィリピンにおける事業・国際結婚等相談
 - ⑧ (略)

(2) 収益事業

① 他団体・個人からの要望等による寄贈品等の輸出入及び国際協力、事業提案等に係る各種申請及び相談並びに講師派遣

② (略)

③ マンゴー等の植樹会員勧誘

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第6条 (略)

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人
- (3) (略)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 (略)

(除名)

第11条 (略)

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) (略)
- (2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長、1人を幹事、1人を会計、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2～4 (略)

5 (略)

- (1) (略)
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) (略)
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3・4 (略)

(報酬等)

第19条 (略)

2 (略)

3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、

第11条 (略)

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、他の法律に定めのない限り返還しない。

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) (略)
- (2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を幹事、1人を会計、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2～4 (略)

5 (略)

- (1) (略)
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) (略)
- (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任した総会開催日から翌事業年度の通常総会開催日までとする。

2・3 (略)

(報酬等)

第19条 (略)

2 (略)

3 第2項に関し必要な事項は、理事会で、決定す

理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 (略)

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第23条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任、解任及び報酬

(7) ～ (10) (略)

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

(招集)

第25条 (略)

2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

ることができる。

(職員)

第20条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 (略)

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第23条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は、解任、職務及び報酬

(7) ～ (10)

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2箇月以内に開催する。

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

(招集)

第25条 (略)

2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(権能)

第32条 (略)

(1)・(2) (略)

(削除)

(3) (略)

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3・4 (略)

(議事録)

第38条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(権能)

第32条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 提案事業の審議及び会の運営に関する事項

(4) (略)

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3・4 (略)

(議事録)

第38条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) (略)

2 (略)

<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 <u>この法人</u>の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 <u>本会</u>の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(資産の区分)</p> <p>第40条 <u>この法人</u>の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び<u>その他事業</u>に関する資産の2種とする。</p>	<p>(資産の区分)</p> <p>第40条 <u>本会</u>の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び<u>収益事業</u>に関する資産の2種とする。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第41条 <u>この法人</u>の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第41条 <u>本会</u>の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
<p>(会計の原則)</p> <p>第42条 <u>この法人</u>の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。</p>	<p>(会計の原則)</p> <p>第42条 <u>本会</u>の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第43条 <u>この法人</u>の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び<u>その他事業</u>に関する会計の2種とする。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第43条 <u>本会</u>の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び<u>収益事業</u>に関する会計の2種とする。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 <u>この法人</u>の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、幹事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 <u>本会</u>の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、幹事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(予算の追加更正)</p> <p>第47条 (略)</p>	<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第47条 (略)</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 <u>この法人</u>の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 <u>本会</u>の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第49条 <u>この法人</u>の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第49条 <u>本会</u>の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 <u>この法人</u>が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する<u>事項について</u>は、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 <u>本会</u>が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
<p>(解散)</p> <p>第52条 <u>この法人</u>は、次に掲げる事由により解散する。</p>	<p>(解散)</p> <p>第52条 <u>本会</u>は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る<u>事業の成功</u>の不能</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産手続き開始の決定</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの<u>法人</u>が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 この<u>法人</u>が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を得て同様の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第54条 この<u>法人</u>が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、ホームページ等に掲載して行う。</p>	<p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る<u>すべての事業成功の不能</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの<u>本会</u>が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 <u>本会</u>が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を得て同様の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第54条 <u>本会</u>が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、ホームページ等に掲載して行う。</p>
--	--